

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 5 年度
計画改定年度	平成 2 8 年度 令和 元年度 令和 4 年度
計画主体	見附市

見附市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 見附市 農林創生課
所 在 地 見附市昭和町 2 丁目 1 番 1 号
電 話 番 号 0258-62-1700 (内線 225)
F A X 番 号 0258-63-5775
メールアドレス nourinsousei@city.mitsuke.niigata.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	鳥類（カラス類、サギ類、その他鳥類(ハト、キジ等)） 獣類（タヌキ、ハクビシン、ノウサギ、ツキノワグマ、 その他獣類(イノシシ、キツネ等)）
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	見附市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積（ha）	被害金額（万円）
カラス類	水 稲 豆 類 野 菜 いも類 果 樹	0.75	90.8
サギ類		0.01	15.0
その他鳥類 (ハト、キジ等)		0.12	10.4
タヌキ・ ハクビシン		0.49	48.0
ノウサギ		0.03	3.0
ツキノワグマ		0	0
その他獣類 (イノシシ・キツネ等)		0	0
合計		1.40	167.2

(2) 被害の傾向

○カラス類・サギ類

- ・カラス類は、市内一円で被害が発生しており、果樹・野菜で多くの食害がある。また、サギ類とともに田植え後の苗の踏み荒らしなどの被害を与えている。

○その他鳥類

- ・市内一円において、ハトやキジ等による豆類・野菜の食害がある。毎年、一定の被害が生じている。

○タヌキ・ハクビシン

- ・市街地周辺の農地区域、中山間地域に生息し、野菜類、果樹類、イモ類などに被害を与えているが、被害はほぼ横ばいである。

○ノウサギ

- ・山林に接した地域において、豆類・野菜の食害がある。被害はほぼ横ばいである。

○ツキノワグマ

- ・年によっては、杉澤・池之島地区において、果樹の食害がある。近年は集落周辺でしばしば出没が確認されており、令和元年度は2頭捕獲された。人身被害が懸念される。

○その他獣類

- ・イノシシは、今のところ農作物被害はないものの、集落周辺で出没が確認されている。また、平地部においてキツネが確認されている。これら獣類の繁殖域の拡大が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指 標	被害面積 (ha)		被害金額 (万円)	
	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)
カラス類	0.75	0.67	90.8	81.5
サギ類	0.01	0.01	15.0	13.5
その他鳥類 (ハト、キジ等)	0.12	0.10	10.4	9.3
タヌキ・ ハクビシン	0.49	0.44	48.0	43.0
ノウサギ	0.03	0.02	3.0	2.7
ツキノワグマ	0.00	0.00	0.0	0.0
その他獣類 (イノシシ・キツネ等)	0.00	0.00	0.0	0.0
合計	1.40	1.24	167.2	150.0

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・新潟県猟友会見附支部・見附分会(以下「猟友会」)による有害鳥獣捕獲の実施 ※5回/年(令和2年度)	・猟友会員の高齢化、担い手不足により捕獲活動体制の整備が必要。 ・対象鳥獣の習性、動向等に関する情報収集、認識の共有が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	・被害地域が比較的小規模で散在していることから防護柵を設置しての防除適地ではないので取組履歴なし。	・今後のクマ・イノシシ等による被害状況に注視し、設置の有効性について検証する必要がある。
生息環境管理その他の取組	・クマやイノシシの出没地の耕作者に対し、放任果樹の除去など耕作地の適切な管理を啓発。	・放任果樹の除去等に関しては、耕作者の取組に対する意識が低いため、耕作者の主体性を高める取組が必要。

(5) 今後の取組方針

- ・ 現在、猟友会が実施している有害鳥獣捕獲を継続し、今後の被害状況に応じた捕獲活動体制の整備を行う。
- ・ ICT利用を始めとした新規技術について情報を収集し、必要に応じて活用を図る。
- ・ 猟友会員が減少、高齢化しているなか、安全で効果的なわな等による捕獲を推進し、新たな担い手育成対策として狩猟免許の取得を支援する。
- ・ 放置野菜や果樹の除去等に関する啓発等を行い、野生鳥獣を誘引しにくい集落の環境づくりに努めるよう、被害地域住民自らが農地を守る意識づくりと体制を支援する。
- ・ カラス類、サギ類の鳥類、タヌキ、ハクビシンなど中獣類の巣や動向などを情報収集して、効率的な捕獲活動を図る。

【鳥類に対する取組】

猟友会による有害鳥獣捕獲を継続し、被害抑制を図る。

【獣類に対する取組】

捕獲活動時に使用する捕獲用機材を計画的に導入し、被害状況に応じてわな等による捕獲を実施する。

また、農地周辺の林縁部での藪払い等を関係者等への啓発を図りながら実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 猟友会と捕獲等に関する委託契約を締結し、有害鳥獣捕獲許可が出た際に猟友会員が従事者として捕獲にあたる。捕獲実施時には、従事者の安全に十分配慮し、事故防止の徹底を図る。
- ・ 市と猟友会、関係機関の情報共有の強化を図り、正確な被害状況の把握に努める。
- ・ 猟友会は定期的な巡回により、出没・被害状況について情報収集、捕獲を行う。
- ・ ツキノワグマについては、「ツキノワグマ対応マニュアル」（令和3年度見附市策定）を踏まえ、関係各課と連携しながら対策を行い、捕獲については猟友会が箱わなの設置や巡回を実施する。必要に応じて銃器による捕獲を行う。
- ・ イノシシについては、関係各課と連携しながら対策を行い、捕獲については猟友会が箱わなやくくりわなを設置し、巡回を実施する。必要に応じて銃器による捕獲を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	・カラス類 ・サギ類 ・その他鳥類 (ハト、キジ等)	・猟友会員等による巡回及び追い払いの実施。 ・猟友会員による銃器及びわな等による捕獲の実施。 ・有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保事業を活用し、狩猟免許の取得を支援。
令和5年度	・タヌキ ・ハクビシン ・ノウサギ	
令和6年度	・ツキノワグマ ・その他獣類 (イノシ・キツネ等)	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
・銃器、箱わな等による捕獲を実施しており、令和2年度の有害鳥獣捕獲実績は、カラス92羽、アオサギ1羽、ドバト9羽、キジバト5羽、ムクドリ7羽、タヌキ2匹、ハクビシン8匹となっており、今後も有害鳥獣の捕獲を実施する。 ・令和2年度の捕獲実績は、カラスを中心に減少している状況であるが、被害金額については、令和元年度(171.6万円)に対し、令和2年度(167.2万円)はほぼ横ばいで、平成30年度(152.7万円)から高止まりしており、被害程度は現状が維持されている。しかし、有害鳥獣は依然として相当数確認されていることから、捕獲計画数については、これまでの捕獲実績と被害状況により設定した。 ・ツキノワグマについては、餌の不作等により、被害が発生した場合だけでなく、被害発生のおそれがある場合も、「第三期新潟県ツキノワグマ管理計画」を踏まえ、関係各課と連携しながら地域住民への周知と注意喚起、パトロール等を行うとともに、必要に応じて追い払い等を実施し、最終手段として捕獲を実施する。			
対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
カラス類	110	110	110
サギ類	10	10	10

その他鳥類 (ハト類、キジ等)	30	30	30
タヌキ・ ハクビシン	20	20	20
ノウサギ	10	10	10
ツキノワグマ	必要最小限の数	必要最小限の数	必要最小限の数
その他獣類 (イノシシ・キツネ等)	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて

捕獲等の取組内容
・ 鳥類、ノウサギについては、銃器による捕獲を実施する。 ・ タヌキ等獣類については、わなによる捕獲を実施する。 ・ その他、被害状況等に応じて有害鳥獣の捕獲を実施する。 ・ 繁殖期及び収穫前に猟友会による巡回、捕獲活動を実施する。
ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
【必要性】近年、イノシシやツキノワグマの目撃が住宅地周辺でも増加している。今後、人身被害の発生が懸念されることから、これらの被害を防止するためにも散弾銃ではなくライフル銃を使用した捕獲が必要である。 【取組内容】イノシシ、ツキノワグマとも基本的にはわな猟とするが、人身被害発生のおそれがある場合は、安全上支障ない場合に限り使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
—	—	—	—

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
—	—	—	—

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

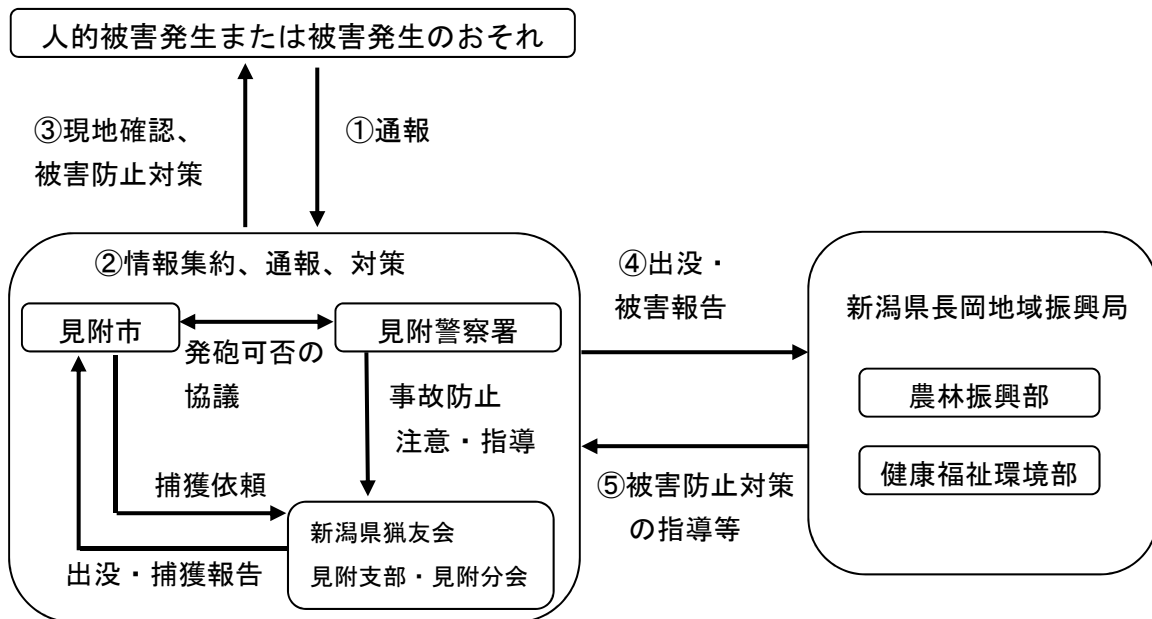
年 度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	・カラス類 ・サギ類 ・その他鳥類 (ハト、キジ等) ・タヌキ ・ハクビシン ・ノウサギ ・ツキノワグマ ・その他獣類 (イノシシ・キツネ等)	・被害防止に関する知識の普及啓発活動として見附市有害鳥獣駆除対策協議会を対象とした研修会の実施。 ・ツキノワグマの生息域を周知するための看板を設置し、住民へ注意喚起。 ・ツキノワグマ出没時の住民及び周辺地域への広報車、緊急情報メール、チラシの配布、防災ファックス等による注意喚起。
令和5年度		
令和6年度		

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役 割
見附警察署	・被害防止対策の指導等 ・狩猟事故防止に関する情報提供
新潟県長岡地域振興局	・被害防止対策の指導、活動支援等
新潟県猟友会見附支部 ・見附分会	・有害鳥獣の捕獲
見附市	・有害鳥獣の捕獲依頼 ・関係機関との連絡調整 ・被害防止対策の推進 ・発砲可否の協議

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、現場の捕獲責任者において殺処分後に土中埋設するなど、適切に処理するものとする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	—
ペットフード	—
皮革	—
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと 体給餌、学術研究等)	—

(2) 処理加工施設の実施

—

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

—

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	見附市有害鳥獣駆除対策協議会
構成機関の名称	役 割
にいがた南蒲農業協同組合	・ 農産物等の被害情報の収集 ・ 被害防止対策の普及、啓発
新潟県農業共済組合	・ 農産物等の被害情報の収集 ・ 被害防止対策の普及、啓発
中越よつば森林組合	・ 林産物等の被害情報の収集 ・ 被害防止対策の普及、啓発
新潟県猟友会見附支部 ・ 見附分会	・ 有害鳥獣の捕獲 ・ 出没情報や捕獲情報の提供
見附市	<市民生活課> ・ 関係機関との連絡調整 ・ (人的被害) 被害情報、出没情報、捕獲情報の収集 ・ 被害防止対策の普及、啓発 ・ 鳥獣保護管理員との連携協力 <農林創生課> ・ 協議会事務局の運営 ・ 構成機関との連携協力 ・ (農作物被害) 被害情報、出没情報、捕獲情報の収集 ・ 被害防止対策の普及、啓発

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
新潟県長岡地域振興局	・ 鳥獣被害防止対策についての情報提供、助言・指導 ・ 協議会における事業への指導等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

現在は猟友会に委託し、捕獲を実施しているが、今後の有害鳥獣による人的被害や農作物への被害状況に応じて「見附市鳥獣被害防止対策実施隊」の設置について検討していく。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

野生鳥獣に関する専門家・有識者から有害鳥獣に関する情報の提供、被害防止対策の指導を受ける。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

市は、見附市有害鳥獣駆除対策協議会及び関係機関と連携し、被害防止策に関する情報交換及び被害防止対策の普及、啓発に努める。